


3月13日(水) 第4回法廷に参加を

国の第2準備書面では

シミュレーションは「精度や信頼性に限界」

 年100mSvまでは健康影響なしと言わんばかり

3月13日(水) 国を相手とする大飯原発3・4号運転停止行政訴訟の第4回法廷が、大阪地方裁判所にて開かれます。今回も100名傍聴できる大法廷(202号法廷)です。ぜひ傍聴にご参加ください。事前の予約は必要ありません。傍聴は先着順です。

3月6日、国は第2準備書面を出しました。昨年12月に出した原告適格に関する原告準備書面(2)に反論しています。この中で、国は、規制庁による事故時の放射性物質拡散シミュレーションは「精度や信頼性に限界がある」として、自らが出した試算結果が「信頼性がない」と強調しています。また、「年間100mSvを下回る被ばく量でがんの発症率が優位に上昇する疫学的報告は存在しない」と述べ、年100mSv以下では健康に影響がないと言わんばかりです。

国は、制御棒挿入性の問題について、技術基準に適合するかどうかの問題ではないと主張してきました。しかし、前回1月18日の第3回法廷で裁判長は、活断層3連動を考慮すべきか、考慮する場合、基準値2.2秒以内に制御棒が挿入されるのか、という2つの争点があることを確認しました。いよいよ、これらの点について具体的に争っていくこととなります。

また、前回、裁判長は、7月に施行される改正原子炉等規制法を見据え、進行協議を行いたいと提起しました。今回は法廷終了後、進行協議が行われます。進行協議に参加できるのは弁護団と原告若干名に限られます。

法廷が終わり次第、場所を移動し、報告会を行います。各地の取り組みを紹介し、交流しましょう。弁護団から法廷、進行協議の報告を受けます。報告会にも是非ご参加下さい。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 3月13日(水) 大飯原発3・4号運転停止行政訴訟・第4回法廷 | |
| ・集合 | 13:30 大阪地方裁判所 202号法廷前 |
| ・法廷 | 14:00~14:30 202号法廷 |
| | 終了後、進行協議(弁護団と原告若干名) |
| ・報告会 | 14:50~16:20 トーコーシティホテル梅田 葵東の間 |
| | (裁判所から歩いて約10分。地下鉄南森町駅2番出口すぐ) |

2013年3月7日

おおい原発止めよう裁判の会 事務局

住所 〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 美浜の会気付

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 メール: mihama@jca.apc.org